

平成21年11月16日

宮崎大学医学部収容定員変更関係

設 置 計 画 書

(抜刷)

国立大学法人 宮 崎 大 学

基本計画書

基本計画									
事項	記 入 欄							備 考	
計画の区分	医学部の収容定員変更								
フリガナ設置者	コクリツダガクカクジシシ ミヤザキダガク 国立大学法人 宮崎大学								
フリガナ大学の名称	ミヤザキダガク 宮崎大学 (University of Miyazaki)								
大学本部の位置	宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目1番地								
大学の目的	<p>本学は、人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ、豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし、学術・文化の基軸として、地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>「経済財政改革の基本方針2009」に基づき宮崎県内の地域医療に取り組む志の高い学生を確保するために、入学定員を5人増加し、宮崎大学医学部と宮崎県が連携・協力して県内の地域医療を担う医師を養成することにより、へき地の多い宮崎県の地域間で偏在する医師不足が深刻化している二次医療圏の小児科、麻酔科、救命救急科の医師の定着を図ることを目的とする。</p>								
新設学部等の概要	新設研究科の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設の時期及び開設年次	所在地	平成31年度まで
		年	人	年次人	人		年 月 第 年次		
	教育文化学部							宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地	
	学校教育課程	4	150	—	600	<small>学士(教諭)</small>	平成20年4月		
	人間社会課程	4	80	—	320	<small>学士(教養)</small>	第1年次		
	医学部							宮崎県宮崎郡清武町大字木原 5200番地	
	医学科	6	110 (105)	—	660 (630)	<small>学士(医学)</small>	平成22年4月 第1年次		
	看護学科	4	60	3年次 10	240	<small>学士(看護)</small>	平成15年10月 第1年次		
	工学部							宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地	
	材料物理工学科	4	49	3年次 10	196	<small>学士(工学)</small>	平成15年10月 第1年次		
	物質環境化学科	4	68		272	<small>学士(工学)</small>			
	電気電子工学科	4	88		352	<small>学士(工学)</small>			
	土木環境工学科	4	58		232	<small>学士(工学)</small>			
	機械システム工学科	4	49		196	<small>学士(工学)</small>			
	情報システム工学科	4	58	232	<small>学士(工学)</small>				
	農学部							宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地	
	食料生産科学科	4	60	—	240	<small>学士(農学)</small>	平成15年10月 第1年次		
生物環境科学科	4	65	—	260	<small>学士(農学)</small>				
地域農業システム学科	4	55	—	220	<small>学士(農学)</small>				
応用生物科学科	4	55	—	220	<small>学士(農学)</small>				
獣医学科	6	30	—	180	<small>学士(獣医学)</small>				
計		1,035 (1,030)	—	4,420 (4,390)					

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月 農学部改組 (事前伺い) 食料生産科学科(△60)、生物環境科学科(△65)、地域農業システム学科(△55)、応用生物科学科(△55)、獣医学科(△30)を学生募集停止。 植物生産環境科学科(50)、森林緑地環境科学科(50)、応用生物科学科(55)、海洋生物環境学科(30)、畜産草地科学科(50)、獣医学科(30)を設置。 ・平成22年4月 医学系研究科(博士課程)の学生募集停止 医学系研究科(博士課程)医学専攻(△20) ・平成22年4月 医学系研究科(修士課程)を医科学看護学研究科(修士課程)に名称変更 ・平成22年4月 医学獣医学総合研究科(博士課程) 医学獣医学専攻(23)を設置。
-----------------------------------	--

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		—科目	—科目	—科目	—科目	—単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	人
	教育文化学部 学校教育課程		32 (32)	30 (30)	4 (4)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	16 (16)
	人間社会課程		8 (8)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	12 (12)
	医学部 医学科		32 (32)	27 (27)	4 (4)	74 (74)	137 (137)	0 (0)	0 (0)
	看護学科		8 (8)	2 (2)	7 (7)	5 (5)	22 (22)	4 (4)	0 (0)
	工学部 材料物理工学科		5 (5)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	} 35 (35)
	物質環境化学科		8 (8)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	
	電気電子工学科		6 (6)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	
	土木環境工学科		5 (5)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	13 (13)	0 (0)	
	機械システム工学科		4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	
	情報システム工学科		6 (6)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	} 19 (19)
	農学部 食料生産科学科		7 (7)	7 (7)	1 (1)	3 (3)	18 (18)	0 (0)	
	生物環境科学科		14 (14)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	24 (24)	0 (0)	} 19 (19)
	地域農業システム学科		6 (6)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	14 (14)	0 (0)	
	応用生物科学科		9 (9)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	18 (18)	0 (0)	
	獣医学科		12 (12)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	25 (25)	0 (0)	} 82 (82)
計		161 (161)	144 (144)	21 (21)	116 (116)	442 (442)	4 (4)		
既設分	該当なし		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	計		0	0	0	0	0	0	

			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	合 計		161 (161)	144 (144)	21 (21)	116 (116)	442 (442)	4 (4)	82 (82)
教員 以外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 員		人		人		人		
	技 術 員		253 (253)		0 (0)		253 (253)		
	図 書 館 専 門 職 員		470 (470)		0 (0)		470 (470)		
	そ の 他 の 職 員		7 (7)		0 (0)		7 (7)		
	計		26 (26)		0 (0)		26 (26)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学 校等の専用等		計		
	校舎敷地	361,261 m ²	0 m ²		0 m ²		361,261 m ²		
	運動場用地	129,466 m ²	0 m ²		0 m ²		129,466 m ²		
	小 計	490,727 m ²	0 m ²		0 m ²		490,727 m ²		
	そ の 他	507,998 m ²	0 m ²		0 m ²		507,998 m ²		
	合 計	998,725 m ²	0 m ²		0 m ²		998,725 m ²		
校 舎	専 用		共 用		共用する他の学校等の専用等		計		
	101,617m ² (101,617m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		101,617m ² (101,617m ²)		
教 室 等	講 義 室	演 習 室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	67室	45室	732室		5室 (補助職員0人)		2室 (補助職員0人)		
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			375 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の 名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点		
	大学全体	614,888〔185,898〕 (614,888 〔185,898〕)	15,133〔4,816〕 (15,133 〔4,816〕)	4,856〔4,856〕 (4,856 〔4,856〕)	4,078 (4,078)	3,421 (3,421)	103 (103)		
	計	614,888〔185,898〕 (614,888 〔185,898〕)	15,133〔4,816〕 (15,133 〔4,816〕)	4,856〔4,856〕 (4,856 〔4,856〕)	4,078 (4,078)	3,421 (3,421)	103 (103)		
図 書 館	面 積		閱 覧 座 席 数		収 納 可 能 冊 数				
	6,692 m ²		541 席		499,222 冊				
体 育 館	面 積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
	4,360 m ²		武道館、弓道場、多目的グラウンド、球技コート、テニスコート、プール						
経費の見 積り及び 維持方法 の概要	経費の 見積り	区 分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度	
		教員1人当りの研究費等	— 千円	— 千円	図書購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等	— 千円	— 千円	設備購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
既 設	大 学 の 名 称	宮崎大学							
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学位又は 称号	定員超 過率	開 設 年 度	所 在 地

大学等の状況	教育文化学部	年	人	年次	人				宮崎県宮崎市学園木花台
	学校教育課程	4	150	—	600	学士(教育学)	1.04	平成20年度	西1丁目1番地
	人間社会課程	4	80	—	320	学士(教養)	1.09	平成20年度	
	学校教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成15年度	
	地域文化課程	4	—	—	—	学士(教養)	—	平成15年度	
	生活文化課程	4	—	—	—	学士(教養)	—	平成15年度	
	社会システム課程	4	—	—	—	学士(教養)	—	平成15年度	
平成20年度より 学生募集停止									
医学部				3年次					宮崎県宮崎郡清武町大字
	看護学科	4	60	10	260	学士(看護学)	1.00	平成15年度	木原5200番地
工学部				3年次					宮崎県宮崎市学園木花台
	材料物理工学科	4	49		198	学士(工学)	1.07	平成15年度	西1丁目1番地
	物質環境化学科	4	68		276	学士(工学)	1.03	平成15年度	
	電気電子工学科	4	88		356	学士(工学)	1.04	平成15年度	
	土木環境工学科	4	58		236	学士(工学)	1.01	平成15年度	
	機械システム工学科	4	49		198	学士(工学)	1.06	平成15年度	
	情報システム工学科	4	58	236	学士(工学)	1.06	平成15年度		
農学部									宮崎県宮崎市学園木花台
	食料生産科学科	4	60	—	240	学士(農学)	1.04	平成15年度	西1丁目1番地
	生物環境科学科	4	65	—	260	学士(農学)	1.05	平成15年度	
	地域農業システム学科	4	55	—	220	学士(農学)	1.09	平成15年度	
	応用生物科学科	4	55	—	220	学士(農学)	1.03	平成15年度	
	獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	1.06	平成15年度	
大学院の名称		宮崎大学大学院							
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次	人		倍		
教育学研究科									宮崎県宮崎市学園木花台
	教職実践開発専攻	2	28	—	56	教職修士	0.89	平成20年度	1丁目1番地
	(教職大学院)					(専門職)			
	学校教育支援専攻	2	10	—	20	修士(教育学)	1.25	平成20年度	
	(修士課程)								
	学校教育専攻(修士課程)	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成15年度	}
	教科教育専攻(修士課程)	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成15年度	
医学系研究科									宮崎県宮崎郡清武町大字
	(修士課程)								原5200番地
	医科学専攻	2	15	—	30	修士(医科学)	0.69	平成15年度	
	看護学専攻	2	10	—	20	修士(看護学)	0.70	平成17年度	
医学系研究科									宮崎県宮崎郡清武町大字
	(博士課程)								木原5200番地

医学専攻	4	20	—	40	博士(医学)	0.95	平成20年度	平成20年度より 学生募集停止
細胞・器官系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成15年度	
生体制御系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成15年度	
生体防衛機構系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成15年度	
環境生態系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成15年度	
工学研究科 (修士課程)								宮崎県宮崎市学園木花台 西1丁目1番地
応用物理学専攻	2	15	—	30	修士(工学)	1.03	平成17年度	
物質環境化学専攻	2	21	—	42	修士(工学)	1.23	平成17年度	
電気電子工学専攻	2	27	—	54	修士(工学)	1.31	平成15年度	
土木環境工学専攻	2	18	—	36	修士(工学)	0.66	平成15年度	
機械システム工学専攻	2	15	—	30	修士(工学)	1.23	平成15年度	
情報システム工学専攻	2	18	—	36	修士(工学)	0.94	平成17年度	
工学研究科 (博士後期課程)								宮崎県宮崎市学園木花台 西1丁目1番地
物質エネルギー工学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成15年度	
システム工学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成15年度	
農学研究科 (修士課程)								宮崎県宮崎市学園木花台 西1丁目1番地
生物生産科学専攻	2	16	—	32	修士(農学)	1.00	平成17年度	
地域資源管理科学専攻	2	12	—	24	修士(学術)	0.62	平成17年度	
森林草地環境科学専攻	2	10	—	20	修士(学術)	1.00	平成17年度	
水産科学専攻	2	10	—	20	修士(水産学) 修士(学術)	1.20	平成17年度	
応用生物科学専攻	2	20	—	40	修士(農学) 修士(学術)	1.07	平成17年度	
農学工学総合研究科 (博士後期課程)								宮崎県宮崎市学園木花台 西1丁目1番地
資源環境科学専攻	3	4	—	12	博士(農学) 博士(工学)	3.25	平成19年度	
生物機能応用科学専攻	3	4	—	12	博士(学術)	0.83	平成19年度	
物質・情報工学専攻	3	8	—	24	博士(工学) 博士(学術)	0.54	平成19年度	
附属施設の概要	<p>名称：医学部附属病院 診療科数：18診療科 病床数：612床（救急部・共通病床等を含む） 所在地：宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地 設置年月：昭和52年4月18日 開院年月：昭和52年10月31日 規模等：土地 224,316㎡(医学部全体の面積) 建物 59,463㎡</p> <p>名称：産学連携センター 目的：産学連携活動の拠点 所在地：宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 設置年月：平成18年4月1日設置</p>							

規模等：※土地 778,523㎡(木花キャンパス) 建物 1,178㎡

名称：フロンティア科学実験総合センター

目的：大学の広範囲な教育研究活動支援

所在地：宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地（生命科学研究部門）

宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地（実験支援部門）

設置年月：平成15年4月1日設置

規模等：※土地 778,523㎡(木花キャンパス) 建物 693㎡

224,316㎡(清武キャンパス)

名称：教育研究・地域連携センター

目的：大学教育・生涯学習に関わる調査・研究事業と教育事業

所在地：宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

設置年月：平成19年4月1日設置

規模等：※土地 778,523㎡(木花キャンパス) 建物 467㎡

名称：国際連携センター

目的：学術研究や教育の国際連携・協力事業支援

所在地：宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

設置年月：平成18年4月1日設置

規模等：※土地 778,523㎡(木花キャンパス) 建物 132㎡（事務室の一部に設置のためフロア一面積で記載）

※土地の面積については、キャンパスごとの総面積である

名称：教育文化学部附属小学校

目的：児童の教育及び小学校の教育研究・教育実習・教育振興

所在地：宮崎県宮崎市花殿町7番49号

設置年月：昭和26年4月1日設置

規模等：土地 40,600㎡(附属中学校の敷地を含む) 建物 3,424㎡

名称：教育文化学部附属中学校

目的：生徒の教育及び中学校の教育研究・教育実習・教育振興

所在地：宮崎県宮崎市花殿町7番67号

設置年月：昭和26年4月1日設置

規模等：土地 40,600㎡(附属小学校の敷地を含む) 建物 3,916㎡

名称：教育文化学部附属幼稚園

目的：幼児の保育及び幼稚園の教育研究・教育実習・教育振興

所在地：宮崎県宮崎市船塚1丁目1番地

設置年月：昭和42年6月1日設置

規模等：土地 22,000㎡ 建物 1,028㎡

国立大学法人宮崎大学 設置計画に関わる組織の移行表

平成21年度 入学定員 平成22年度 入学定員 変更の事由

平成21年度	入学定員		平成22年度	入学定員	変更の事由
宮崎大学					
教育文化学部					
学校教育課程	150	→	学校教育課程	150	
人間社会課程	80		人間社会課程	80	
医学部					
医学科	105	→	医学科	110	定員変更
看護学科	60		看護学科	60	
工学部					
材料物理工学科	49		材料物理工学科	49	
物質環境化学科	68		物質環境化学科	68	
電気電子工学科	88	→	電気電子工学科	88	
土木環境工学科	58		土木環境工学科	58	
機械システム工学科	49		機械システム工学科	49	
情報システム工学科	58		情報システム工学科	58	
農学部					
食料生産科学科	60			0	平成22年度より学生募集停止
生物環境科学科	65	→		0	平成22年度より学生募集停止
地域農業システム学科	55			0	平成22年度より学生募集停止
応用生物科学科	55			0	平成22年度より学生募集停止
獣医学科	30			0	平成22年度より学生募集停止
			植物生産環境科学科	50	学科の設置
			森林緑地環境科学科	50	学科の設置
			応用生物科学科	55	学科の設置
			海洋生物環境学科	30	学科の設置
			畜産草地科学科	50	学科の設置
			獣医学科	30	学科の設置

平成21年度

入学定員

宮崎大学大学院	
教育学研究科	
教職実践開発専攻 (専門職学位課程)	28
学校教育支援専攻(修士課程)	10
医学系研究科	
医科学専攻(修士課程)	15
看護学専攻(修士課程)	10
医学専攻(博士課程)	20
工学研究科(修士課程)	
応用物理学専攻	15
物質環境化学専攻	21
電気電子工学専攻	27
土木環境工学専攻	18
機械システム工学専攻	15
情報システム工学専攻	18
農学研究科(修士課程)	
生物生産科学専攻	16
地域資源管理科学専攻	12
森林草地環境科学専攻	10
水産科学専攻	10
応用生物科学専攻	20
農学工学総合研究科(博士後期課程)	
資源環境科学専攻	4
生物機能応用科学専攻	4
物質・情報工学専攻	8

平成22年度

入学定員

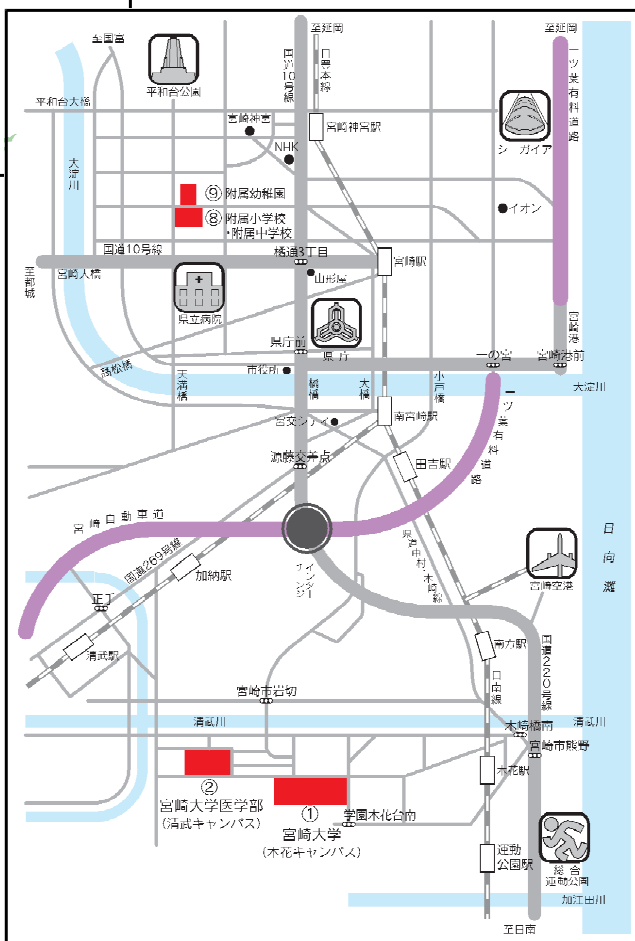
変更の事由

宮崎大学大学院		
教育学研究科		
教職実践開発専攻 (専門職学位課程)	28	
学校教育支援専攻(修士課程)	10	
<u>医科学看護学研究科</u>		名称変更
医科学専攻(修士課程)	15	
看護学専攻(修士課程)	20	
	<u>0</u>	平成22年度より学生募集停止
工学研究科(修士課程)		
応用物理学専攻	15	
物質環境化学専攻	21	
電気電子工学専攻	27	
土木環境工学専攻	18	
機械システム工学専攻	15	
情報システム工学専攻	18	
農学研究科(修士課程)		
生物生産科学専攻	16	
地域資源管理科学専攻	12	
森林草地環境科学専攻	10	
水産科学専攻	10	
応用生物科学専攻	20	
<u>医学獣医学総合研究科(博士課程)</u>		研究科の設置(設置計画申請)
<u>医学獣医学専攻</u>	<u>23</u>	
農学工学総合研究科(博士後期課程)		
資源環境科学専攻	4	
生物機能応用科学専攻	4	
物質・情報工学専攻	8	

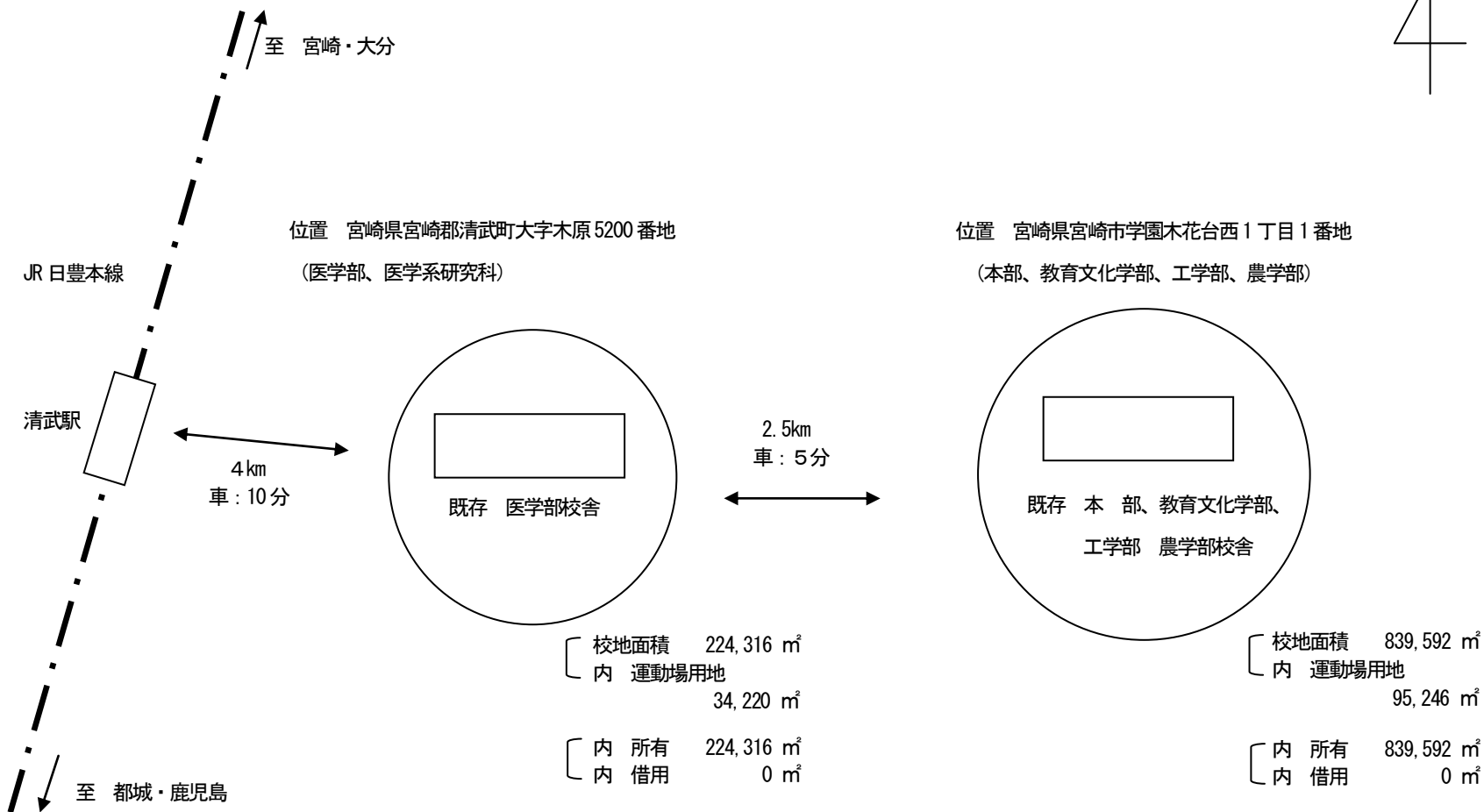
●宮崎県内における位置関係



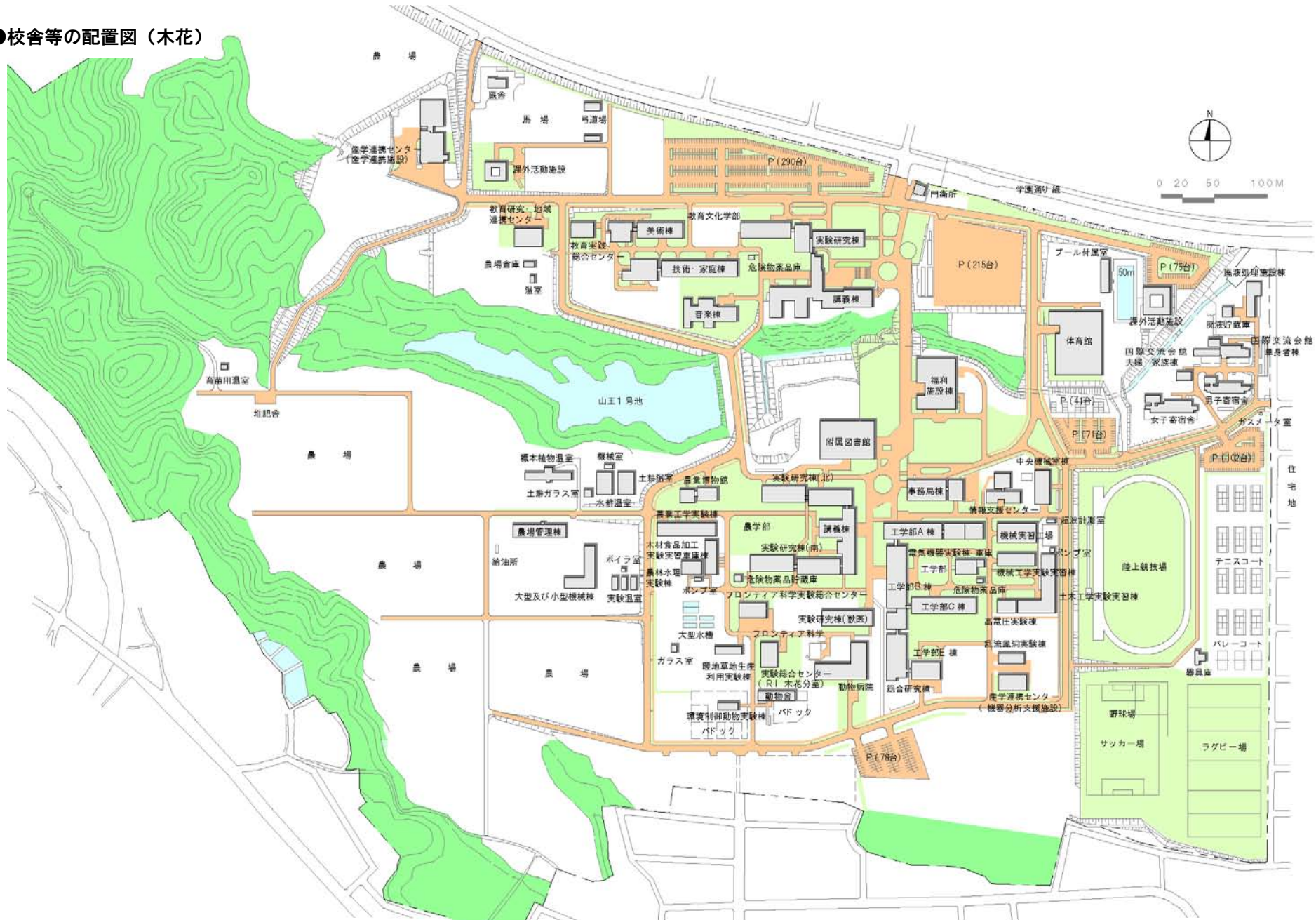
- ①宮崎大学木花キャンパス
(本部・教育文化学部・工学部・農学部等)
- ②宮崎大学清武キャンパス
(医学部・医学部附属病院)
- ③住吉フィールド(牧場)
- ④田野フィールド(演習林)
- ⑤田野フィールド(大納地区)
- ⑥田野フィールド(崎田地区)
- ⑦延岡フィールド(水産実験所)
- ⑧教育文化学部附属小学校
教育文化学部附属中学校
- ⑨教育文化学部附属幼稚園



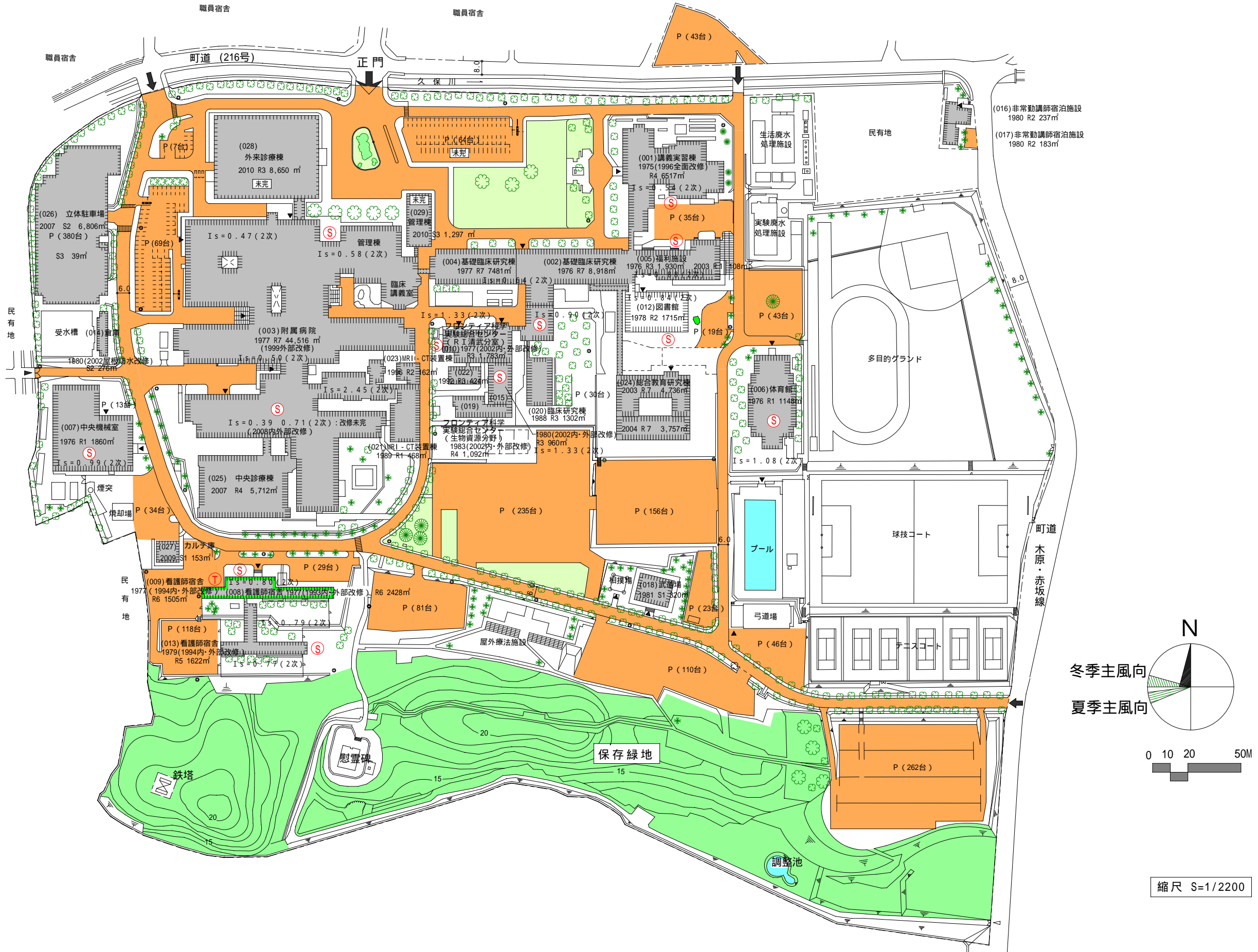
●近隣の環境（最寄り駅からの距離、交通機関等）



●校舎等の配置図（木花）



配置図



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
224,316㎡	36,876㎡	118,236㎡	16.4%	52.7%	1,013人	医学部, 医学部附属病院(本院), フロンティア科学実験総合センター	050	清武1	宮崎郡清武町大字木原5200番地	0532	宮崎大学	2009

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成17年5月26日
平成17年10月27日 平成17年12月22日
平成18年3月23日 平成19年3月22日
平成20年1月24日 平成20年3月27日
平成20年12月26日 平成21年2月26日
平成 年 月 日

目次

第1章 学部

- 第1節 学部、学科又は課程の目的等（第1条）
- 第2節 収容定員（第1条の2）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第2条－第4条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第5条・第6条）
- 第5節 入学（第7条－第13条）
- 第6節 教育課程、履修方法及び教員免許状（第14条－第29条）
- 第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍（第30条－第37条）
- 第8節 卒業及び学位（第38条－第40条）
- 第9節 賞罰（第41条・第42条）
- 第10節 厚生施設（第43条）
- 第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第44条－第47条）
- 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条－第59条）

第2章 大学院

- 第1節 課程等の目的（第60条）
- 第2節 収容定員（第61条）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第62条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第63条・第64条）
- 第5節 入学（第65条－第69条）
- 第6節 教育課程、教育方法及び課程の修了要件及び教員免許状（第70条－第79条）
- 第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍（第80条－第83条）
- 第8節 学位（第84条・第85条）
- 第9節 賞罰（第86条）
- 第10節 研究生、科目等履修生、外国人学生、特別聴講学生及び特別研究学生（第87条－第89条）
- 第11節 検定料、入学料及び授業料（第90条）
- 第12節 雑則（第91条）

第3章 別科

- 第1節 収容定員（第92条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第93条）
- 第3節 修業年限及び在学期間（第94条・第95条）
- 第4節 入学（第96条－第101条）
- 第5節 履修方法及び修了（第102条・第103条）
- 第6節 休学、復学、退学及び除籍（第104条・第105条）
- 第7節 修了（第106条）
- 第8節 賞罰（第107条）
- 第9節 検定料、入学料及び授業料（第108条）
- 第10節 雑則（第109条）

附則

第1章 学部

第1節 学部、学科又は課程の目的等

（学部、学科又は課程の目的等）

第1条 本学に置く学部、学科又は課程は、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項の目的は、各学部において別に定める。

第2節 収容定員

(収容定員)

第1条の2 宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	150 人	600 人
	人 間 社 会 課 程	80	320
	計	230	920
医 学 部	医 学 科	110	660
	医 看 護 学 科	60(10)	240(20)
	計	170(10)	900(20)
工 学 部	材 料 物 理 工 学 科	49	196
	物 質 環 境 化 学 科	68	272
	電 気 電 子 工 学 科	88	352
	土 木 環 境 工 学 科	58	232
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科	49	196
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	58	232
		(10)	(20)
	計	370(10)	1,480(20)
農 学 部	植 物 生 産 環 境 科 学 科	50	200
	森 林 緑 地 環 境 科 学 科	50	200
	応 用 生 物 科 学 科	55	220
	海 洋 生 物 環 境 学 科	30	120
	畜 産 草 地 科 学 科	50	200
	獣 医 学 科	30	180
	計	265	1,120
合 計		1,035(20)	4,420(40)

備考 () 書きは、第3年次編入学定員分を外数である。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
- 2 前項第3号から第5号までの期間については、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、必要があると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第4節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科においては6年とする。

(在学期間)

第6条 学生の在学期間は、前条に規定する修業年限の2倍の期間を超えることはできない。ただし、医学部医学科においては第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることはできない。

2 第13条第1項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えることはできない。

第5節 入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第9条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、願出しなければならない。

(合格者の決定)

第10条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会（基本規則第48条で定める教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第11条 前条の規定による合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条若しくは第37条第3号から第5号までの一の規定により本学の一学部を退学し、又は除籍された者で、当該学部にて再入学を願い出た者
 - (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出た者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を願い出た者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、編入学を願い出た者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願い出た者
 - (6) 他の大学に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。
- 3 第9条、第11条及び第12条の規定は、第1項の規定により入学する者にこれを準用する。

第6節 教育課程、履修方法等及び教員免許状

(教育課程の編成方針)

第14条 本学は、基本規則第2条に定める目的及び使命並びに各学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び履修方法等)

第15条 本学で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 本学は、学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の修得)

第16条 学生は、別に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

3 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより他の学部又は所属する学部の他の学科・課程の授業科目を履修することができる。

(教員免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を取得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおり

とする。

区 分		教員免許状の種類	免 許 教 科	
教 育 文 化 学 部	学 校 教 育 課 程	幼稚園教諭一種 免 許 状		
		小学校教諭一種 免 許 状		
		中学校教諭一種 免 許 状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語	
		高等学校教諭一種 免 許 状	国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 保健体育、工業、家庭、 英語	
		特別支援学校教諭 一 種 免 許 状	知的障害者、肢体不自由者、 病弱者	
	人 間 社 会 課 程	言語文化コース	高等学校教諭一種 免 許 状	英語
		社会システムコース	高等学校教諭一種 免 許 状	地理歴史、公民
工 学 部	材 料 物 理 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、工業	
	物 質 環 境 化 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、工業	
	電 気 電 子 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	土 木 環 境 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
農 学	植 物 生 産 環 境 科 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業	
	森 林 緑 地 環 境 科 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業	
	応 用 生 物 科 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業	
	海 洋 生 物 環 境 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	農業、水産	
	畜 産 草 地 科 学 科	高等学校教諭一種	理科、農業	

部		免 許 状	
	獣 医 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	農業

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により、他の大学等で履修した期間は、本学の修業年限に算入する。
- 4 第2項及び第3項の規定は、第35条の規定により学生が外国の大学及び短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(休学期間中の外国の大学等における学修)

- 第20条 教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が休学期間中に外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第22条 教育上有益と認めるときは、第12条の規定により本学に入学した者が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学入学後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第21条に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条に規定する再入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第2項及び第20条並びに第21条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する授業科目及び単位の認定に係る手続等については、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

- 第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

- 第25条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上

特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業科目の成績)

第26条 授業科目を履修した学生に対しては、別に定めるところにより成績評価を行う。

(成績評価基準等の明示等)

第26条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(遠隔授業による修得単位)

第28条 第15条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定める。

(委任規定)

第29条 本節に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 学部長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。ただし、医学科にあつては通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

2 第30条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第33条 学生が、他の学部転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生が、その所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転学科又は転課程をする者に、これを準用する。

4 第1項及び第3項に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第34条 学生が、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生を外国の大学等に留学させることができる。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第36条 学生が、退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、これを除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第31条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 第49条第3項から第5項に規定する納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 第55条の規定により、授業料の徴収の猶予の許可を得ないでその納付を怠り、又は同条の規定により許可された授業料の徴収の猶予期限を超過し、かつ、督促を受けてもこれを納付しない者
- (5) 行方不明の届出があった者

第8節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限（第13条第1項の規定により入学した者にあつては、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数（医学部医学科にあつては授業時間数を含む。）を修得し、かつ、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業証書・学位記の授与)

第39条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第40条 卒業の認定を受けた者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育文化学部学校教育課程	学士（教育学）
教育文化学部人間社会課程	学士（教養）
医学部医学科	学士（医学）
医学部看護学科	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
農学部（獣医学科を除く。）	学士（農学）
農学部獣医学科	学士（獣医学）

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に価する行為があった学生は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規則その他本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。

第10節 厚生施設

(学生寄宿舎及び国際交流宿舎)

第43条 本学に、学生寄宿舎及び国際交流宿舎を置く。

2 学生寄宿舎及び国際交流宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学若しくは短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第15条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料)

第49条 入学料は、入学を許可するものとしての通知を行い、本学所定の入学手続をするときまでに徴収する。

2 所定の期日までに、入学料を納付しない者（入学料の免除申請書又は徴収猶予申請書を受受理された者を除く。）は、入学を許可しない。

3 入学料の免除の不許可及び半額免除の許可になった者については、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

4 入学料の徴収猶予の不許可になった者については、徴収猶予の不許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

5 入学料の徴収猶予の許可になった者については、徴収猶予期間経過後14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第50条 特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除し、あるいは徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(授業料)

第51条 授業料は、次に定める前期及び後期の2期に区分し、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収する。

- 前期 4月から9月までの分 4月30日まで
後期 10月から翌年3月までの分 10月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料)

- 第52条 授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。
- 2 前期又は後期中途において、復学した者の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じた額とし、復学の日の属する月に徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

- 第53条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する予定の月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収する。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

- 第54条 前期又は後期中途において、退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。ただし、第37条第3号、第4号、第5号若しくは死亡による除籍の場合は、この限りでない。
- 2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

- 第55条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の免除あるいは徴収を猶予することができる。
- 2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(寄宿料)

- 第56条 寄宿料は、別に定めるところにより徴収する。

(寄宿料の免除)

- 第57条 死亡した者、行方不明の理由により除籍された者又は災害の理由により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することができる。
- 2 寄宿料の免除に関し必要な事項については、別に定める。

(既納の授業料等)

- 第58条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。ただし、第2項及び第3項に該当する場合は、この限りでない。
- 2 第2次の学力検査等において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者の申出があった場合には、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 第51条第2項の規定により前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学し、納付した者の申出があった場合には、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生の授業料)

- 第59条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。
- 2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の徴収方法については、別に定める。
- 3 国立大学の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 4 公私立大学の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 課程等の目的

(課程等の目的)

- 第60条 本学大学院（以下「大学院」という。）に置く修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓抜した能力を培うことを目的とし、そのうち教育学研究科の教職大学院にあつては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。
- 4 各研究科又は専攻の目的は、各研究科において別に定める。

第2節 収容定員

(収容定員)

第61条 大学院に置く研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践開発専攻	10	20			28	56
	学校教育支援専攻						
	計	10	20			28	56
医科学看護学研究科	医科学専攻	15	30				
	看護学専攻	10	20				
	計	25	50				
工学研究科	応用物理学専攻	15	30				
	物質環境化学専攻	21	42				
	電気電子工学専攻	27	54				
	土木環境工学専攻	18	36				
	機械システム工学専攻	15	30				
	情報システム工学専攻	18	36				
	計	114	228				
農学研究科	生物生産科学専攻	16	32				
	地域資源管理科学専攻	12	24				
	森林草地環境科学専攻	10	20				
	水産科学専攻	10	20				
	応用生物学専攻	20	40				
	計	68	136				
医学獣医学総合研究科	医学獣医学専攻			23	92		
	計			23	92		
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻			4	12		
	生物機能応用科学専攻			4	12		
	物質・情報工学専攻			8	24		

	計			16	48		
合	計	217	434	39	140	28	56

第3節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第62条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第4節 修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 農学工学総合研究科博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があり、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。また、学部での免許状未取得者等に対して教育を行う場合であって、教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を2年を超える期間とすることができる。

(在学年限)

第64条 在学年限は、修士課程にあつては4年、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては8年、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては6年、教育学研究科専門職学位課程にあつては前条第4項で定める学生の履修上の区分による標準修了年限の2倍の年数を超えることができない。

第5節 入学

(入学時期)

第65条 入学は、学年の始めとする。ただし、各研究科においては、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第66条 修士課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業生
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があ

- ると認められた者で、22歳に達した者
- 2 農学工学総合研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 3 医学獣医学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に4年以上在学し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（入学者選抜）

第67条 入学志願者に対しては、学力試験、面接試験及び健康診断を行い、これに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合し、当該研究科委員会（基本規則第49条で定める研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 選抜の方法及び時期は、当該研究科において別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第68条 前条の選抜試験（再入学及び転入学を含む。）に合格した者は、当該研究科において別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第69条 退学し、又は除籍（第83条において準用する第37条第3号から第5号までの規定のいずれかに該当する者に限る。）された学生で、同一専攻に再入学を志願する者には、退学又は除籍後1年以内に限り、学長がこれを許可することができる。ただし、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程においては、当該研究科の定めるところにより、退学又は除籍後3年以内に限り、学長がこれを許可することができる。

2 転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科の専攻に欠員がある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することができる。

第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状

(教育課程の編成方針)

- 第70条 大学院の教育は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法等)

- 第70条の2 大学院（教職大学院を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 教職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。
- 3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第23条第1項第1号及び第2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第70条の3 本学は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法)

- 第71条 各研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。
- 2 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院において、当該大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、各研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で、本学で履修した単位に算入できる。ただし、教職大学院においては、24単位を超えない範囲とする。
- 4 第2項及び第3項の規定は、第82条の規定による留学の場合に準用する。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第72条 学生が、職業を有している等の事情により、第63条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により、計画的な履修を認められた者の受入れについて、必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第73条 各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第71条第3項に規定する単位とは別に10単位を超えない範囲で、修了の要件として算入できるものとする。ただし、教職大学院においては、第71条第2項の規定により履修した単位数及び第76条第5項の規定により免除された単位数と合わせて、24単位を超えない範囲とする。

(研究指導委託)

- 第74条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の認定)

- 第75条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位

を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第75条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(課程の修了要件)

第76条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位(教育学研究科学校教育支援専攻にあつては、32単位、医科学看護学研究科医科学専攻にあつては、生物系以外の学部を卒業した者は「基礎生体科学」2単位を含む32単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に4年、農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては3年、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては修士課程の在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 教育学研究科専門職学位課程の修了要件は、当該課程に第63条第4項で定める標準修業年限以上在学し、48単位以上を修得するものとする。

5 教育学研究科専門職学位課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有するものについて、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

6 教育学研究科専門職学位課程は、第73条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修士論文及び博士論文の審査)

第77条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

2 各研究科は、必要があるときは、修士論文及び博士論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

(最終試験)

第78条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文及び博士論文の審査に合格した者について行い、その成績は、合格及び不合格の2種とする。

2 最終試験に関し、必要な事項は、各研究科において定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第79条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 本学の研究科において取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
		幼稚園教諭 専修免許状	

教育学研究科	教職実践開発専攻	小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、工業、 家庭、英語
	学校教育支援専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、工業、 家庭、英語
		特別支援学校教諭 専修免許状	知的障害者、肢体 不自由者、病弱者
	工学研究科	応用物理学専攻	高等学校教諭 専修免許状
物質環境化学専攻		高等学校教諭 専修免許状	工業、理科
電気電子工学専攻		高等学校教諭 専修免許状	工業
土木環境工学専攻		高等学校教諭 専修免許状	工業
機械システム工学専攻		高等学校教諭 専修免許状	工業
情報システム工学専攻		高等学校教諭 専修免許状	工業
農学研究科	生物生産科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業
	地域資源管理科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業
	森林草地環境科学専攻	高等学校教諭	農業

		専修免許状	
	水産科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	水産
	応用生物科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業

第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍

(休学)

第80条 休学は、第30条及び第31条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

(転学)

第81条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して当該研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第82条 学生は、外国の大学で学修するため、研究科長の許可を経て留学することができる。
2 前項の留学期間は、第63条の期間に含まれるものとする。

(復学、退学及び除籍)

第83条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

第8節 学位

(学位)

第84条 学位の種類は、次のとおりとする。

教育学研究科	修士(教育学) 教職修士(専門職)
医科学看護学研究科	修士(医科学) 修士(看護学)
工学研究科	修士(工学)
農学研究科	修士(農学) 修士(水産学) 修士(学術)
医学獣医学総合研究科	博士(医学) 博士(獣医学)
農学工学総合研究科	博士(農学) 博士(工学) 博士(学術)

(学位授与)

第85条 修士課程、医学獣医学総合研究科博士課程、農学工学総合研究科博士後期課程及び教育学研究科専門職学位課程を修了した者には、前条の区分に従い学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関する規程は、別に定める。

第9節 賞罰

(賞罰)

第86条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第10節 研究生、科目等履修生、外国人学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生、科目等履修生及び外国人学生)

第87条 大学院に、研究生、科目等履修生及び外国人学生を入学させることができる。

2 研究生、科目等履修生及び外国人学生は、第44条、第45条及び第47条の規定を準用するほか、必要な事項は当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生)

第88条 本学大学院の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学又は外国大学との協議に基づき特別聴講学生として授業科目の履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、前条第2項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第89条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第90条 研究科の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 研究生及び特別聴講生の検定料、入学料及び、授業料の額は、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立の大学の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。

(1) 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ3月分又は6月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月未満又は6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。

(2) 検定料及び入学料の徴収方法は、別に定める。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

4 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定める内規により、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第12節 雑則

(準用)

第91条 大学院学生に関し必要な事項は、この章によるほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 別科

第1節 収容定員

(収容定員)

第92条 本学に置く別科の収容定員は、次のとおりとする。

別科名	専修	収容定員
畜産別科	畜産専修	4
	計	4

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第93条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第3節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第94条 本学別科（以下「別科」という。）の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第95条 在学期間は、1年とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、願い出により2年を超えない範囲において、その延長を許可することができる。

第4節 入学

(入学の時期)

第96条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第97条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第98条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、別科の基礎となる当該学部長の長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書

(合格者の決定)

第99条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該別科委員会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第100条 前条の規定による合格者で、別科に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第101条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

第5節 履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第102条 別科で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

(単位の授与)

第103条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

第6節 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第104条 休学は、第30条の規定を準用する。

(復学、退学及び除籍)

第105条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用する。

第7節 修了

(修了)

第106条 別科に1年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第8節 賞罰

(賞罰)

第107条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第9節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第108条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定めるところにより、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第10節 雑則

(準用)

第109条 別科学生に関し必要な事項は、この章によるもののほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「別科」と、「学部長」とあるのは「別科長」と、「学部教授会」とあるのは「別科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学（以下「旧宮崎大学」という。）及び宮崎医科大学（以下「旧宮崎医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（「以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学又は旧宮崎医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

3 旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の大学院に在学し、かつ、在学者及び在学者の属する年次に転入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を修了するために必要とされる教育課程の履

修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学大学院規程又は旧宮崎医科大学大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第61条の表に定める修士課程及び博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
教育学研究科	学校教育専攻	14
	教科教育専攻	62
	計	76
医学系研究科	医科学専攻	30
	看護学専攻	10
	計	40
工学研究科	応用物理学専攻	15
	物質環境化学専攻	21
	電気電子工学専攻	54
	土木環境工学専攻	36
	機械システム工学専攻	30
	情報システム工学専攻	18
	計	174
農学研究科	生物生産科学専攻	21
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	12
	応用生物科学専攻	21
	計	76

- 3 第61条の規定にかかわらず、工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
工学研究科	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	8
	計	38
農学研究科	農林生産学専攻	40
	生物資源利用学専攻	15

	動物生産学専攻	21
	計	76

- 4 平成16年度以前に工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行し、第8条第5号及び第66条第5号の規定は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成17年度に工学研究科物質環境化学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成18年度以前に工学研究科博士前期課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成18年度以前に工学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
- 第61条の表に定める農学研究科修士課程の平成19年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
農学研究科	生物生産科学専攻	37
	地域資源管理科学専攻	24
	森林草地環境科学専攻	20
	水産科学専攻	22
	応用生物科学専攻	41
	計	144

- 5 第61条の表に定める農学工学総合研究科博士後期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	4	8
	生物機能応用科学専攻	4	8
	物質・情報工学専攻	8	16
	計	16	32

- 6 第61条の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程物質エネルギー工学専攻及びシステム工学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
	物質エネルギー工学専攻	12	6

工学研究科	システム工学専攻	12	6
	計	24	12

附 則

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の2の表に定める教育文化学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	450	500	550
	人 間 社 会 課 程	80	160	240
	地 域 文 化 課 程	90	60	30
	生 活 文 化 課 程	120	80	40
	社 会 シ ス テ ム 課 程	180	120	60
	計	920	920	920

- 平成19年度以前に教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第61条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の平成20年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教 職 実 践 開 発 専 攻		28
	学 校 教 育 支 援 専 攻	10	
	計	10	28

- 第61条の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻の平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	収容定員
教育学研究科	学 校 教 育 専 攻	8
	教 科 教 育 専 攻	30
	計	38

- 第61条の表に定める医学系研究科博士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医 学 専 攻	20	40	60
	細 胞 ・ 器 官 系 専 攻	30	20	10
	生 体 制 御 系 専 攻	36	24	12
	生 体 防 衛 機 構 系 専 攻	12	8	4
	環 境 生 態 系 専 攻	12	8	4
	計	110	100	90

- 7 平成19年度以前に教育学研究科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成19年度以前に教育文化学部及び教育学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成29年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部・医学科	605	610	615	620	625

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部・医学科	615	625	635	645	655

- 3 第1条の2の表に定める農学部¹の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	植物生産環境科学科	50	100	150
	森林緑地環境科学科	50	100	150
	海洋生物環境科学科	30	60	90
	畜産草地科学科	50	100	150

- 4 第1条の2の規定にかかわらず、農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	食料生産科学科	180	120	60
	生物環境科学科	195	130	65
	地域農業システム学科	165	110	55

- 5 第61条の表に定める医科学看護学研究科及び医学獣医学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医科学看護学研究科	医 科 学 専 攻	15	/	/
	看 護 学 専 攻	10		
医学獣医学総合研究科	医 学 獣 医 学 専 攻	23	46	69

- 6 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学系研究科	医 科 学 専 攻	15	/	/
	看 護 学 専 攻	10		
	医 学 専 攻	40	40	20

- 7 平成21年度以前に農学部及び医学系研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

変 更 事 項 を 記 載 し た 書 類

1. 変更事項： 学則（収容定員）の変更
2. 変更する理由： 地域の医師確保等の観点から、宮崎県の医療を担うという強い意志を有する学生を確保するために、平成22年度から平成31年度まで入学定員を5名増加し、宮崎大学医学部と宮崎県が連携協力して、県内の地域医療を担う医師を養成し、宮崎県内への医師の定着を図る。
3. 変更点： 医学部医科学科の入学定員を平成22年度から平成31年度までの間、5名増加し、105名から110名へ変更する。これに伴い、収容定員を630名から660名へ変更する。

宮崎大学学務規則（学則）新旧対照表（案）

新				旧			
第1条（略） （収容定員） 第1条の2 宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部 の収容定員は、次のとおりとする。				第1条（略） （収容定員） 第1条の2 宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部 の収容定員は、次のとおりとする。			
学 部	学 科 ・ 課 程	入 学 定 員	収 容 定 員	学 部	学 科 ・ 課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	150 人	600 人	教育文化学部	学 校 教 育 課 程	150 人	600 人
	人 間 社 会 課 程	80	320		計	人 間 社 会 課 程	80
	計	230	920			計	230
医 学 部	医 学 科	<u>110</u>	<u>660</u>	医 学 部	医 学 科	<u>105</u>	<u>630</u>
	看 護 学 科	60(10)	240(20)		計	看 護 学 科	60(10)
	計	<u>170</u> (10)	<u>900</u> (20)			計	<u>165</u> (10)
(略)				(略)			
合 計		<u>1,035</u> (20)	<u>4,420</u> (40)	合 計		<u>1,030</u> (20)	<u>4,390</u> (40)
(以下省略)				(以下省略)			
附 則							
1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。							
2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までは、次のとおりとする。							
学部・学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
医学部・医学科	615	625	635	645	655		

収容定員変更の趣旨等を記載した書類

1. 収容定員変更の内容

宮崎大学医学部医学科の入学定員を、平成22年度から平成31年度までの間、5人増員し、現行の105人から110人へ変更する。これに伴い、収容定員を630人から660人へ変更する。

2. 収容定員変更の必要性

平成21年6月23日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度から最大10年間、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、都道府県ごとに最大5人を限度として、現行の都道府県内の医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認する旨が確認された。

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、表1で示すように、宮崎県の医師数は、平成18年12月末現在で2,557人となっており、平成2年の1,902人に比べ655人増加している。

また、人口10万人当たりの医師数は、宮崎県は222.7人で、全国平均の217.5人を上回っている。

しかしながら、表2で示すとおり、二次医療圏ごとの医師数をみると、宮崎東諸県医療圏の1医療圏のみが全国平均を上回っているのに対し、6医療圏で全国平均を下回っており、県内の一部を除く多くの地域が医師不足の状況にある。

表1 医師数の推移 (単位：人)

	平2	平6	平10	平12	平14	平16	平18
医師数	1,902	2,105	2,343	2,440	2,492	2,538	2,557
(人口10万対)	(162.7)	(179.5)	(199.2)	(208.5)	(213.5)	(218.4)	(222.7)
(全国10万対)	(171.3)	(184.4)	(196.6)	(201.5)	(206.1)	(211.7)	(217.5)

資料：「医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）」（厚生労働省）

表2 医療圏別医師数の推移

(単位：人、%)

医療圏	医師数（平成16年）			医師数（平成18年）		
	総数	10万対	構成比	総数	10万対	構成比
宮崎県北部	294	182.0	11.6	286	181.0	11.2
日向入郷	143	148.8	5.6	138	146.0	5.4
宮崎東諸県	1,303	305.2	51.3	1,338	314.4	52.3
西都児湯	134	119.3	5.3	133	120.4	5.2
日南串間	166	198.1	6.5	166	202.5	6.5
都城北諸県	357	182.2	14.1	357	183.0	14.0
西諸	141	166.9	5.6	139	167.9	5.4
本県	2,538	218.4	100.0	2,557	222.7	100.0
全国	270,371	211.7	—	277,927	217.5	—

資料：「医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）」（厚生労働省）

また、診療科別の医師の状況をみると、表3で示すように、10万人当たりの医師数が小児科で全国平均を下回っており、絶対数不足のため夜間急患センターが準夜帯しか維持できないといった状況や、2次救急医療施設の勤務医が過酷な勤務を強いられているといった状況である。

表3 診療科別の10万人当たり医療施設従事医師数

診療科目 区分	内科系	外科系	小児科系	産婦人科系	その他	総数
本県	82.3	50.2	10.7	10.8	55.8	209.7
全国	81.3	42.9	12.0	9.2	61.0	206.3

資料：「医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）」（厚生労働省）

平成18年の年齢階級別の医師数は、表4で示すように、平成12年度と比較すると40歳未満の医師が152人減少し、40代・50代の医師が253人増加しており、平均年齢は1.9歳高くなっている。

医師に高齢化が進んでおり、若い医師を育てなければ、将来、今以上に医師不足が深刻な状況になると考える。

表4 年齢階級別医師数の推移

区分 年次	実数 (人)							平均 年齢 (歳)
	総数	30歳 未満	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	
平成12年	2,440	216	690	680	337	211	306	47.5
平成14年	2,492	175	670	748	379	209	311	48.2
平成16年	2,538	178	626	790	436	202	306	48.5
平成18年	2,557	148	606	753	517	226	307	49.4

資料：「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

一方、宮崎大学医学部医学科の卒業者は、表5で示すように、従前は40%～50%の新卒者が医学部附属病院で研修を行っていた。また、新医師臨床研修制度が導入される直前の平成12年から平成15年までは20%台を何とか維持していたが、平成17年度・18年度と10%台に低下した。

また、附属病院における研修医採用状況も同様で、表6で示すように、平成10年は50人台であり、それ以降も30人台～40人台を維持していたが、新医師臨床研修制度における後期研修が始まって以降は20人台に低下している状況である。

これにより、研修終了後の医師を地域の医療機関に供給する医学部附属病院の役割を十分に果たせない状況になっている。

このような状況を踏まえ、宮崎大学医学部は、平成18年度入試から、推薦入学の地域枠10人を設定、さらに、宮崎県によるへき地公立病院・診療所への勤務を志す者や公立病院・診療所の小児科・救命救急科・麻酔科を志す医師修学資金制度を平成18年度に導入することにより、地域医療に貢献する医師の確保に努めてきた。

平成21年度、緊急医師確保対策に基づき、宮崎県から県内唯一の医師養成機関である宮崎大学に定員増の要請があったため、宮崎県及び宮崎大学の関係者で協議する「宮崎県地域連絡協議会」で協議を行い、入学定員を5人増加した。平成22年度は「経済財政改革の基本方針2009」により、宮崎県から定員増5人の要請があり、宮崎大学医学部と宮崎県が互いに連携・協力して「宮崎大学における地域医療を担う医師を養成するためのプログラム（地域医療プログラム）」（資料1）を実行することにより宮崎県内への医師の定着を図り、併せて、地域間・診療科間で偏在する小児科、救命救急科・麻酔科の医師不足の対策を図ることとした。

表5 卒業生進路状況

年 度	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
卒 業 生	99	79	99	80	112	91	107	106	103	96	102
宮崎以外	73	51	76	57	84	70	86	87	86	74	78
宮 崎	26	28	23	23	28	21	21	19	17	22	24
比率 (%)	26.2	35.0	23.2	28.8	25.0	23.1	19.6	17.9	16.5	22.9	23.5

表6 研修医採用状況

年 度	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
医 科	54	38	35	29	31	44	35	26	23	27	37
歯 科	4	3	0	1	2	2	0	2	5	6	7
計	58	41	35	30	33	46	35	28	28	33	44

3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更

(1) 入学者選抜

宮崎大学医学部医学科では、平成18～20年度入学者選抜試験においては次のような入学者選抜を実施している。

平成18～20年度入学者選抜試験

区 分		募 集 人 員
推薦入学	一般枠	20人
	地域枠	10人
一般選抜	前期日程	50人
	後期日程	20人

平成13年、15年、16年は、入学者における県内高等学校出身者の占める割合が1ケタ台であった。平成16年度の新医師臨床研修制度の導入に伴い、本学附属病院就職者が激減した。また、医師の都市部への集中による地域的な偏在や特定診療科の医師不足が深刻化した。

そこで、平成18年度入試から、推薦入試募集人員30人（地域枠10人、一般枠20人）を実施し、その中で、宮崎県との協議により、宮崎県の推薦を受けた者を対象者とする推薦入学地域枠選抜を導入し、前期日程募集人員（平成17年度まで60人）、後期日程募集人員（平成17年度まで40人）をそれぞれ減らして、その分を推薦入試に充てることにより実施していた。

平成21年度入試からは、増員する5人を地域特別枠の募集人員に充て、次のよ

うな区分等により入学者選抜を実施した。

平成21年度入学者選抜試験

区 分		募 集 人 員
推薦入学	一般枠	20人
	地域枠	10人
	地域特別枠	5人
一般選抜	前期日程	50人
	後期日程	20人

平成22年度入試は、増員する5人地域特別枠Ⅱの募集人員に充て、次のような区分等により入学者選抜を実施する。

平成22年度入学者選抜試験（予定）

区 分		募 集 人 員
推薦入学	一般枠	20人
	地域枠	10人
	地域特別枠Ⅰ	5人
	<u>地域特別枠Ⅱ</u>	<u>5人</u>
一般選抜	前期日程	50人
	後期日程	20人

(2) 教育課程

現行カリキュラムにおいて、次のような地域医療に関する教育を既に行っているため、大幅なカリキュラム改定の必要はないが、教育内容については更に工夫・充実させ、地域医療に関する教育を選択するよう履修指導を行う。

また、特に「地域特別枠Ⅱ平成22年度カリキュラム」として、地域医療を修得させるため、③については、宮崎県主催の「へき地医療ガイダンス」への参加を⑨については、県内のへき地国保病院を含む地域の医療機関での実習を必修として受講させる。(資料2)

①医学医療概論

1年次の医学医療概論において、医療における人間関係の意義、患者の立場、

看護の重要性などを理解させ、地域医療・医の倫理・医療事故等について学ばせ、将来の医師としての自覚を持たせる学習を行っている。

講義の一つとして、国保病院の病院長を講師に招き「地域・へき地医療について」の講義を行っている。

②学内早期体験実習

本学附属病院病棟の深夜勤務体験実習を通じて、医療現場における看護業務の重要性を認識し、人間同士がふれあうことの大切さ、患者とは何か、医師とは何か、生死とは何かを考えるとともに、看護業務と医師の関わり方や、チーム医療についての早期体験学習を行っている。

③学外早期体験実習

宮崎県の特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設や緩和ケア病棟において、入浴・食事介助、機能訓練などの介護や終末期における看護を早期に体験させ、医療・介護を受ける者との関わり方を実際に学ばせる。また、医師とメディカルスタッフ（看護師、看護助手、介護従事者）とが、どのように関わっているかを体験させることにより、医師になる者としての社会的使命感・責任感を体得させ、人間性豊かな医師を育てることを目的とした教育を行っている。

現在、「へき地医療ガイダンス」を学外早期体験実習の一つとして位置づけ、希望者のみ参加としているが地域特別枠Ⅱの学生には必修として受講させ、早期から地域医療を体験させる。

④社会医学（衛生学・公衆衛生学）実習

4年次に医学が実社会の中でどのように機能しているか、身を持って体験させることは、学生にとって極めて重要であると考え、生活に密着した人の健康に関わる施設での経験は意義のあるものと考え、宮崎県に存在している宮崎市保健所、清武町水道施設、宮崎市下水処理場、食肉衛生検査所等の関連諸施設で見学実習を行っている。

⑤臨床診断学（診断学実習）

4年次に行う臨床実習を受けるための授業では、少人数教育を重視し、診断学実習を学ばせ臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせることとしている。

⑥救急医学（救急車同乗実習）

5年次の臨床実習（救急医学）においては、救急車に同乗することで、救急現場の初期対応及び救急患者の受け入れを通して、地域救急医療の現状を学ばせている。

⑦臨床実習

本学部附属病院は宮崎県における中核的医療機関として、県内の地域医療機関と連携し、紹介患者を中心に、2次医療、3次医療に取り組んでおり、附属病院

で実習を体験することにより、学生は地域医療と深く関わった医療を学ぶことが出来ることから、5年次の臨床実習に本学附属病院の全診療科で1年間の実習を行っている。

⑧総合医学講義

5年次に行う総合医学講義では、6年次の診療参加型臨床実習で診療チームの一員として実際の診療に参加することから、医療安全、医療倫理、医事法、院内感染、医療と死生観、ターミナルケア等についての教育を行っている。

また、地域の国保病院の病院長を講師に招き「地域・僻地医療」の講義を行っている。

⑨クリニカル・クラークシップ（診療参加型臨床実習）

6年次の学生は、病棟指導医と医員・研修医で構成される診療チームに責任を持った一員として加わり、医師の監督と指導の下に実際に患者を診療する。このことを通して、学生は教科書に記載されている臨床の知識だけでなく、基礎的診療技能、現場での思考法（臨床判断）、さらに医療への態度に対する医師としての能力を総合的に学べることから、附属病院21診療科・講座、へき地の国保病院を含む、学外病院35施設（90診療科）で、全16週間のうち、8週間を本学部附属病院の指定診療科で、残り8週間を附属病院及び学外病院の診療科から学生に選択させて実習を行っている。地域特別枠Ⅱの学生については、学生に選択させる8週間を、県内のへき地国保病院を含む地域の医療機関での実習を必修とし、地域医療の現場での実習を充実させる。

4. 宮崎県医師修学資金制度

宮崎県では、平成18年度から、大学（大学院除く）の医学課程に在学する学生を対象に、将来、宮崎県が指定するへき地や小児科等の特定診療科のある公立病院・診療所で、医師として業務に従事することを条件に修学資金を貸与している。

なお、医師免許取得後、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸与期間と同じ期間、県が指定する医療機関において医師として勤務した場合は返還を免除される。

貸与実績等

平成18年度	6人
平成19年度	5人
平成20年度	5人
平成21年度	8人（地域特別枠3人含む）

また、宮崎県では、平成21年度から本学医学部地域特別枠の学生を対象とする新たな修学資金制度を創設した。平成22年度に関しても既存の「宮崎県医師修学

資金制度」に準ずることで県と検討中である。新制度は資料3のとおりである。

5. 学生（卒業生）を地域に定着させるための大学の取組

(1) 宮崎県や地域医療機関との連携

①医学生へき地医療ガイダンス

医学生へき地医療ガイダンスは、宮崎県が平成17年度から実施している。県内等の医学生を対象に、へき地公立病院の臨床実習等を通じて、当該地域の生活・医療の状況を実際に体験することにより、へき地における生活・医療への理解と興味の醸成が図られ、ひいては将来の県内の地域医療を支える医師として育成されることを目的として実施している。

本学医学部から、19年度15人、20年度14人及び21年度15人の希望者を参加させている。

現在、学外早期体験実習の一つとして位置づけ、希望者のみ参加としているが地域特別枠Ⅱの学生には必修として受講させ、早期から地域医療を体験させる。

②関連教育病院運営協議会

臨床実習に協力する地域の医療機関との連携を図るため、従来、宮崎県立病院との間で行っていた関連教育病院協議会に、平成17年度からは21の臨床実習病院から指導医を招集し、実習上の諸問題について協議し、臨床実習の円滑な実施を図っている。

③宮崎県臨床研修協議会

宮崎県医師会を中心とする宮崎県内の6つの基幹型臨床研修病院（宮崎大学医学部附属病院・県立宮崎病院・県立日南病院・県立延岡病院・古賀総合病院・宮崎生協病院）と国保病院等で宮崎県臨床研修協議会を設立して、県内医学部学生、医学部へ進学を希望する本県出身者を対象に病院説明会を実施し、少しでも多くの研修医が本県で研修を開始するよう努めている。

教育カリキュラムとして、厚生労働省が初期臨床研修の到達目標として示した行動目標及び経験目標の内容から、ア．研修医自身が施行し判断を必要とする機会の多い診察・検査・治療薬についての標準的な考え方、イ．安全に医療を遂行する上で必須の知識、について一度は系統的に学習しておくことが望ましいものを重点的に選択し、講義編として講義室で、実技編として平成21年4月にオープンした臨床技術トレーニングセンターを利用して隔週木曜日に実施し、研修医だけでなく、医学部学生、医員、コメディカルにも門戸を開いており、他の基幹型臨床研修病院に所属している研修医も参加可能である。

④宮崎県との包括的連携協定締結に伴う連携推進事業

地域貢献を目指す本学側の提案で、本学と宮崎県との間に、地域の特性を活

かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とした包括的連携協定が平成19年6月26日に締結された。

国立大学法人与都道府県の包括連携協定は九州では熊本大学に次ぎ二例目となっている。

これにより、「宮崎県・宮崎大学連携推進会議」が設置され、連携協定締結以前は各学部と宮崎県の担当部局との協議会等で取り組んでいた事項についても、相互の緊密な連携と協力のもと、教育・文化、自然・環境・防災、健康・医療・福祉、産業・科学技術などの幅広い分野で積極的な取組を進めている。

なお、今後も分野の幅を広げた円滑な事業を行っていく予定である。

⑤宮崎県地域医療対策協議会

本協議会は、医師の確保が困難な地域の医療提供体制の整備状況について、地域・診療科ごとの分析等を踏まえ、医療機関の機能分担や連携の推進、必要な医師の確保や医療機関への配置等について協議を行い、対応策を推進するため、平成16年9月6日に設置された。

本学医学部からは、医学部長、病院長が委員となっており、事務実務者レベルの幹事会も設置されている。

平成18年度には新たに協議会の部会として「産科部会」「小児科部会」が設置され、各部会長には本学医学部教授が就任した。宮崎県内における医療資源の集約化・重点化の推進について検討し、平成19年3月に各部会の検討結果を協議会に報告した。小児科部会からの報告を受けて、平成20年度宮崎県新規事業として「小児科専門医育成確保事業」も開始されている。

また、平成20年3月25日に開催された協議会では、医師不足に対する「本学」「宮崎県医師会」「宮崎県」の取り組みを協議したが、宮崎県医師会長からは「自治医科大学での医師養成増員が不可能であることから、医師養成の増員（宮崎県に勤務する医師の増員）については、県内唯一の医師養成機関である宮崎大学が担うことを期待している。」との発言があった。今回、緊急医師確保対策による入学定員増を本学に要請することとした宮崎県側の意志決定に影響を与えた協議会となった。

⑥医学部・宮崎県連携協議会

宮崎県の福祉・保健・医療が抱える諸問題の解決を目指し、本学医学部と宮崎県の相互連携を図りながら取り組むことを目的として平成16年11月8日設置された。

本学医学部からは、医学部長、病院長、医学科長、副病院長、事務部長、事務部各課長が委員となっている。

本協議会において、本学医学部における各種取組、宮崎県における各種取組を互いに協議するが、今後は緊急性のある事項等に対応するため、それぞれの

事項別にワーキンググループを設置し、定期的な開催を検討することとしている。

平成19年11月12日開催の本協議会においては、緊急医師確保対策による入学定員増を検討し、併せて寄附講座（地域医療学講座）設置に向けてのワーキンググループを設置することを申し合わせた。

寄附講座（地域医療学講座）を中心に、現有の医学教育改革推進センター・卒後臨床研修センターの3部門が緊密に連携し、また、県医師会や地域開業医とも協調することにより、「卒前教育」から「卒後研修」「専門医研修」への継続性が強まり、本学医学部医学科卒業生の宮崎県内残留率を高め、引いては宮崎県における地域医療活性効果が高いと期待している。

⑦宮崎県医療審議会

病院長が委員となっている。

平成19年度は5年毎の宮崎県医療計画の見直し時期であったため、本院地域医療連携推進センター長が宮崎県医療計画策定会議の構成員となり、医療計画案の策定に寄与した。

策定された医療計画案については、本院内の意見を集約し、平成20年3月25日開催の本審議会にて、病院長が地域医療行政について専門的立場から意見を述べている。

（2）卒後の臨床研修・専門医研修での取組

①初期臨床研修

平成21年5月11日付で医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正が行われ、本院も卒後臨床研修プログラムの変更を行った。

ただ、本院のプログラムの特徴である大学病院での研修を基本としながら、地域の協力型臨床研修病院（28の協力型臨床研修病院と13の研修協力施設）との緊密な連携の中での研修は新プログラムでも維持し、研修医の多様なニーズに対応できるプログラムを実現している。

つまり大学病院研修での利点である、**complicated disease** のマネージメントを学べること、難しい症例でも最終診断・治療を行うことができること、担当症例について複数の専門医から、多様な視点でのアドバイスを受けられることがあげられる。その一方で、協力型臨床研修病院研修の利点である **common disease** のマネージメントや初診例に対する初期診断・治療の過程を学ぶことができ、経験豊かな指導医からマンツーマンで **on the job training** を受けることができるという両者の利点を兼ね備えた内容となっている。各個人の要望を取り入れたオーダーメイド臨床研修が可能なプログラム内容がその大きな特徴である。

組織的には、卒後臨床研修センター内に担当医師（卒後臨床研修センター、副センター長及び専任助教）が常駐して研修医の様々な相談に応じる体制を整えており、本院における卒後臨床研修センターの運営を円滑に進めるよう、毎月各診療科から選出された委員による卒後臨床研修センター運営委員会、卒後臨床研修教育指導担当者連絡をそれぞれに開催し、研修内容をより充実させるため、研修医と指導医の両面から問題点を明らかにし即時に対応していくシステムをとっている。

本県の地域性から、他県で初期研修を修了し本県に戻ってくる医師は数値的にも低く、初期研修の定員の充足率を上げ、3年目以降に定着させることが大きな課題である。そのためには、県内唯一の医師養成機関である本学学生への積極的なアプローチ、より魅力あるプログラムの考案、福利面での充実、そして、指導する側のモチベーションの維持等、本院一丸となって初期研修医獲得に向けてのあらゆる手だてが必須である。

②後期（専門医）臨床研修

従来、各診療科で専門医養成のノウハウは持っていたが、平成20年度から大学病院連携型高度医療人養成推進事業に採択された中九州三大学病院合同専門医養成プログラム（熊本大学・大分大学・宮崎大学）を受け、全診療科、中央診療施設等からなる専門医養成プログラム連絡会を発足させた。GP 専任助教の配置、その助教を中心に各専門医養成のプログラムの整理を行い、そのプログラムを明文化し、対外的に専門医取得までのキャリアが分かりやすいようにとりまとめを行い、卒後臨床研修センターのホームページ上にアップした。現在、3大学での連携プログラムとして、循環器内科、呼吸器内科、総合診療、脳神経外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急の8領域であるが、今後、領域の拡大が行われ、三大学病院が連携、相互補完し、専門医養成のフィールドを提供していく予定である。

この他に、専門医前研修支援コースとして、1年間限定として、卒後3年目の初期研修修了者を対象に、本院診療科での専門医養成プログラムを視野に入れ、関連や希望する専門診療を経験できるコースを策定している。

（3）医師派遣・紹介の取組

現在、地域医療機関への医師紹介については、そのシステムの透明化が求められていることから、本院では、医師紹介依頼の窓口として、平成17年度から地域医療連携推進センター委員会を設置し、地域医療機関等からの医師の紹介要請があった場合は、「宮崎大学医学部附属病院に対する医師の紹介要請等に関する申合せ」に基づいて検討している。しかしな

がら、平成16年度より卒後臨床研修制度の変更の影響が大きく、大学の紹介件数は平成17年度には3機関へ6人を紹介できたが、平成18年度からは紹介出できない状態が続いており、3年目以降の後期（専門医）研修医数の大きな変動もないことから、今後とも改善が見込み難い状況である。

しかしながら、平成18年度から病院経費により卒後臨床研修センターに専任助教を配置し、平成19年度からは9診療科には教育指導担当者の助教を配置したことにより、初期臨床研修医の指導内容充実が図られ、少しずつではあるが初期臨床研修医が増加傾向にある。

また、後期（専門医）研修医についても初期臨床研修医の残存率が徐々に増えつつある。また、平成20年度からは新たな試みとして、他の施設で初期臨床研修を受けている本学の卒業生に対して本院の後期（専門医）研修プログラムをアピールすることを予定している。さらに平成20年度文部科学省事業「大学病院連携型高度医療人養成事業」を熊本大学・大分大学の3大学病院で申請した。本事業では、3大学病院の得意分野による相互補完を図り関連病院での幅広い経験を積むことができる医師キャリア形成システムを構築し、多様なキャリアパスを明確に示すことにより、質の高い専門医の養成を行うことができる。また、本事業により多くの医師が関連病院等を循環することとなり、地域医療にも貢献することが期待できる。

本院における初期臨床研修医、後期（専門医）研修医の増加によって、県内医療機関からの医師派遣・紹介要請に対応が可能となると考える。

（４）女性医師定着策

①保育園の設置

女性キャリア支援並びに本院女性医療スタッフの労働力を確保する上で、労働環境整備は必要不可欠である。

女性医師や看護師等の優秀な人材確保と、職員の活性化及び定着率の向上を目的として、平成19年4月に事業所内保育園を開設した。

利用者の範囲は職員に留まらず、大学院生も利用が可能で、定員を満たしてない場合は医学部学生にも利用の道を開いている。

また、一時預かり保育や病後児保育も行っており、多様な保育プランを設定している。

保育時間についても、延長保育や、週2日（火曜・木曜）は24時間保育も行っており、変則的な勤務時間が多い病院職員も利用しやすい時間設定をしている。

②パートタイム労働制導入

法人化当初から、パートタイム労働や週5日未満勤務の制度を設けるなど医員の弾力的な勤務時間の体系を導入し、働きやすい職場環境の実現を図っている。

宮崎大学における地域医療を担う医師を養成するためのプログラム (地域医療プログラム)

1. 入学者選抜

宮崎県の推薦を受けた者を対象とした地域特別枠Ⅱ推薦入学を平成22年度入試から導入し、本プログラムで募集する学生の選抜については、次の選抜方法で募集する。

宮崎県による第1次選考	書類選考
宮崎大学による第2次選考	調査書、面接、大学入試センター試験の成績を総合して5人を選抜

2. 教育課程

現行カリキュラムにおいて、以下の①～⑨の地域医療に関する教育を既に行っているため、大幅なカリキュラム改定の必要はなく、この教育内容を更に工夫・充実させることとする。

また、地域特別枠Ⅱの学生には、学外早期体験実習の一つとして位置づけている宮崎県主催の「へき地医療ガイダンス」への参加を義務付けることで、早期に地域医療を体験させることとする。

さらに、6年次においては、クリニカル・クラークシップ（診療参加型臨床実習）の臨床実習16週間の内8週間について、へき地国保病院を含む、地域の医療機関での実習を義務付け、地域医療の臨床実習を充実させることとする。

「地域医療カリキュラム」

①医学医療概論

1年次の医学医療概論において、医療における人間関係の意義、患者の立場、地域医療の重要性などを理解させるため、国保病院の病院長を講師に招き「地域・へき地医療について」の講義を行っている。

②学内早期体験実習

1年次に本学附属病院病棟の深夜勤務体験実習を通じて、医療現場における看護業務、人間同士がふれあうことの大切さ、患者とは何か、医師とは何か、看護業務と医師の関わり方や、チーム医療についての実習を行っている。

③学外早期体験実習

2年次に宮崎県の特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設や緩和ケア病棟において、介護や終末期における看護を早期に体験させ、医療・介護を受ける者との関わり方を実際に学ばせている。

平成19年度から学外早期体験実習の一つと位置付け実施している宮崎県主催の

「へき地医療ガイドンス」を地域特別枠の学生には参加を義務付け、早期に地域医療を体験させることとする。

④社会医学（衛生学・公衆衛生学）実習

4年次に、生活に密着した人の健康に関わる施設での経験は意義のあるものと考え、県内に存在している宮崎市保健所、清武町水道施設、宮崎市下水処理場、食肉衛生検査所等の関連諸施設で見学実習を行っている。

⑤臨床診断学（診断学実習）

4年次の診断学実習においては、臨床実習教育での、少人数教育を重視し臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせる教育を行っている。

⑥救急医学（救急車同乗実習）

5年次の臨床実習（救急医学）において、救急車に同乗することで、救急現場の初期対応及び救急患者の受け入れを通して、地域救急医学の現状を学ばせている。

⑦臨床実習

5年次から基礎教育及び基礎医学を含めて、これまで学んだ知識を基に実際に患者に接し、さらに医学的知識を深めて臨床能力を高めるため、本学附属病院の全診療科において1年間の臨床実習を行っている。

⑧総合医学講義

5年次において、医療安全、医療倫理、医事法、院内感染、医療と死生観、ターミナルケア等についての教育を行っている。

地域の国保病院の病院長を講師に招き「地域・僻地医療」の講義を行っている。

⑨クリニカル・クラークシップ（診療参加型臨床実習）

6年次に、学生は指導医と医員・研修医で構成される診療チームに責任を持った一員として加わり、医師の監督と指導の下に実際に患者を診療し、さらに医療への態度に対する医師としての能力を総合的に学ばせるため、附属病院21診療科・講座、学外病院35施設（90診療科）の中から、学生が希望する診療科を組み合わせ合計16週間の実習を行っている。地域特別枠Ⅱの学生については16週間の内の8週間についてはへき地の病院を含めた地域医療病院での実習を義務付け、地域病院での臨床実習を充実させる。

3. 卒後臨床研修

大学病院での研修を基本としながら、地域の協力型臨床研修病院（28の協力型臨床研修病院と13の研修協力施設）との緊密な連携の中での研修は新プログラムでも維持し、研修医の多様なニーズに対応できるプログラムを実現している。

つまり大学病院研修での利点である、complicated disease のマネジメントを学ぶこと、難しい症例でも最終診断・治療を行うことができること、担当症例について複数の専門医から、多様な視点でのアドバイスを受けられることがあげられる。その一方で、

協力型臨床研修病院研修の利点である common disease のマネジメントや初診例に対する初期診断・治療の過程を学ぶことができ、経験豊かな指導医からマンツーマンで on the job training を受けることができるという両者の利点を兼ね備えた内容となっている。各個人の要望を取り入れた、オーダーメイド臨床研修が可能なプログラム内容がその大きな特徴である。

組織的には、卒後臨床研修センター内に担当医師（卒後臨床研修センター 副センター長及び専任助教）が常駐して研修医の様々な相談に応じる体制を整えており、本院における卒後臨床研修センターの運営を円滑に進めるよう、毎月各診療科からの選出された委員による卒後臨床研修センター運営委員会、卒後臨床研修教育指導担当者連絡をそれぞれに開催し、研修内容をより充実させるため、研修医と指導医の両面から問題点を明らかにし即時に対応していくシステムをとっている。

4. その他

(1) 関連教育病院運営協議会

臨床実習に協力する地域の医療機関との連携を図るため、従来、宮崎県立病院との間で行っていた関連教育病院運営協議会に、平成17年度からは21ヶ所の臨床実習病院から指導医を招集し、実習等の問題点について協議し、臨床実習の円滑な実施を図っている。

(2) 宮崎県臨床研修協議会

宮崎県医師会を中心とする宮崎県内の6つの基幹型臨床研修病院（宮崎大学医学部附属病院・県立宮崎病院・県立日南病院・県立延岡病院・古賀総合病院・宮崎生協病院）と国保病院等で宮崎県臨床研修協議会を設立して、県内医学部学生、医学部進学本県出身者を対象に病院説明会を実施し、少しでも多くの研修医が本県で研修を開始するよう努めている。

教育カリキュラムとして、厚生労働省が初期臨床研修の到達目標として示した行動目標および経験目標の内容から、①研修医自身が施行し判断を必要とする機会の多い診察・検査・治療薬についての標準的な考え方、②安全に医療を遂行する上で必須の知識、について一度は系統的に学習しておくことが望ましいものを重点的に選択し、講義編として講義室で、実技編として平成21年4月にオープンした臨床技術トレーニングセンターを利用して隔週木曜日に実施し、研修医だけでなく、医学部学生、医員、コメディカルにも門戸を開いており、他の基幹型臨床研修病院に所属している研修医も参加可能である。

宮崎大学医学部医学科

平成22年度以降カリキュラム

年次	学期	授業科目					
1年次	前期	共通教育科目	生命倫理入門	医学医療概論(※1)	学内早期体験実習	医療社会史	EMPA I
	後期	共通教育科目	統計学	生命科学入門	発生学		
有機化学			細胞生物学				
2年次	前期	共通教育科目	臨床倫理基礎論	学外早期体験実習(※2)	解剖学	生体制御学	
	後期						
3年次	前期	生体制御学	病理学	基礎感染症学	統合基礎医学	社会医学	受胎・発生・成長・発達
	後期						
4年次	前期	社会医学	精神医学	循環器	腎・尿路	呼吸器	薬剤処方学・東洋医学
	後期						
	前期	消化管・腹壁	肝・胆・膵	周産期・生殖器・生殖機能・乳腺	内分泌・代謝	血液・感染症・膠原病	老年医学と緩和医療
	後期						
	前期	神経・運動器・脊椎	臨床遺伝学	画像診断と放射線治療	皮膚科学	眼科学	症候学
	後期						
前期	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	歯科口腔外科学	リハビリテーション医学	救急治療と急性期の生体管理	臨床腫瘍学	臨床診断学	
後期							
5年次	前期	臨床実習					
	後期						
6年次	前期	クリニカル・クラークシップ(※3)					
	後期						

宮崎県主催による「へき地医療ガイドンス」(*)

※1 医学医療概論……国保病院の医師に「地域医療・へき地医療」についての講義をさらに充実させる。

※2 学外早期体験実習…地域の身体障害者療護施設や緩和ケア病棟において実習をさせている。また、宮崎県が主催している「へき地医療ガイドンス(*)」に地域特別枠の学生の参加を義務付ける。

※3 クリニカル・クラークシップ…特別枠の学生は6年次に臨床実習16週間の内8週間について、へき地の国保病院及び地域の医療機関での実習を義務付ける。

	共通教育科目
	専門基礎科目
	基礎医学科目
	臨床医学科目

宮崎県医師修学資金制度

	新 実 施 事 業
対 象	宮崎大学医学部の地域特別枠Ⅱ入学者で、卒業後に県が指定する医療機関（へき地及び小児科等特定診療科）に勤務する意志がある者。
開 始 年 度	平成22年度
募 集 人 員	5人
貸与額	・貸与月額 100,000円 ・入学金相当額 282,000円
返 還 免 除	貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸与期間と同じ期間、県が指定する医療機関において、医師として勤務した時（卒後臨床研修期間は含まない。）
県が指定する医療機関	高千穂町国保病院・日之影町国保病院・五ヶ瀬町国保病院・延岡市北浦診療所・日向市立東郷病院・美郷町国保西郷病院・美郷町国保南郷診療所・諸塚村国保病院・椎葉村国保病院・国保西米良診療所・えびの市立病院・国保高原病院・串間市民病院・県立宮崎病院・小林市民病院・都農町立病院・県立延岡病院・県立日南病院
研 卒 修 後 施 臨 設 床	宮崎大学医学部附属病院 県立宮崎病院・県立延岡病院・県立日南病院